

千葉県報

定例
令和7年7月29日

主要目次

告示	一
土地改良区定款の変更認可	一
県営土地改良事業の換地処分	一
土砂災害警戒区域の指定（三件）	一
土砂災害特別警戒区域の指定（三件）	一一
指定確認検査機関の指定	一一
公安委員会告示	二一
警備員指導教育責任者講習の実施（二件）	二一
公告	二二
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	二三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	二四
農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	二四
土地区画整理審議会委員の選挙期日	二五
都市計画用途地域の関係図書の縦覧	二五
都市計画高度地区の関係図書の縦覧	二五
都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	二五
都市計画地区計画の関係図書の縦覧（二件）	二五
特定調達公告	二五
落札者等の公告	二五
その他	二五
千葉県市町村職員共済組合の決算の要旨	二六

告示

千葉県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、夷隅川土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日付けで認可した。

令和七年七月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、匝瑳市の一部を受益地域とする県営椿海地区土地改良事業の換地計画に係る換地処分を行った。

令和七年七月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年七月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸持町七	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
諸持町八	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
諸持町九	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
猿田町五	銚子市猿田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡野台町二	銚子市岡野台町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岡野台町三	銚子市岡野台町三丁目及び岡野台町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三門町三	銚子市三門町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高田町一	銚子市高田町七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高野町一	銚子市高野町及び柴崎町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高野町二	銚子市高野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高野町三	銚子市高野町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

八木町六	小浜町六	小浜町五	小浜町四	小浜町三	小長町一	三宅町七	三宅町六	三宅町五	三宅町四	三崎町一七	三崎町一六	柴崎町四	柴崎町三	柴崎町二			
銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三宅町二丁目、赤塚町及び三宅町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三崎町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三崎町一丁目及び三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町四丁目及び柴崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町二丁目、柴崎町四丁目及び柴崎町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町三丁目及び高野町の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
正明寺町二	正明寺町一	親田町五	親田町四	親田町三	森戸町三	常世田町六	常世田町五	常世田町四	常世田町三	八木町一四	八木町一三	八木町一二	八木町一一	八木町一〇	八木町九	八木町八	八木町七
銚子市正明寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市正明寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市親田町及び常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市森戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市常世田町及び親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第四百九号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。 令和七年七月二十九日	赤塚町一	図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	船木町四	銚子市船木町、中島町一丁目、三門町及び中島町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	船木町五	銚子市船木町及び高田町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	中島町二	銚子市中島町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	長山町一	銚子市長山町及び小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	長山町二	銚子市長山町及び小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	松岸見晴台三	銚子市松岸見晴台、長塚町六丁目及び垣根見晴台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	新町一	銚子市新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	新町二	銚子市新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	豊里台一	銚子市豊里台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	笹本町四	銚子市笹本町及び豊里台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	野尻町一	銚子市野尻町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
	（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）		

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一之袋一	東金市一之袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
家之子一五	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
家之子一六	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
家之子一七	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
家之子一八	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三ヶ尻四	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三ヶ尻五	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三ヶ尻六	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三ヶ尻七	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三ヶ尻八	東金市三ヶ尻及び松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷三七	東金市松之郷、八坂台二丁目及び八坂台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷三八	東金市松之郷、八坂台四丁目及び東金の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷三九	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷四〇	東金市松之郷及び田間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷四一	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松之郷四二	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

松之郷五九	松之郷五八	松之郷五七	松之郷五六	松之郷五五	松之郷五四	松之郷五三	松之郷五二	松之郷五一	松之郷五〇	松之郷四九	松之郷四八	松之郷四七	松之郷四六	松之郷四五	松之郷四四		松之郷四三
東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷及び八坂台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷及び日吉台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷、八坂台三丁目及び日吉台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
東金一一	東金一〇	東金九	東金八	田間五	田間四	田間三	大豆谷九	大豆谷八	大豆谷七	台方八	台方七	台方六	台方五	松之郷六二	松之郷六一	松之郷六〇	
東金市東金、日吉台五丁目、日吉台六丁目及び大豆谷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市東金の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市東金の区域のうち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域	東金市田間三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市田間及び松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市田間の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市大豆谷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市大豆谷及び日吉台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市大豆谷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市台方及び東金の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市台方及び大豆谷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市台方の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷及び田間の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山口一三	山口一二	極楽寺一七	極楽寺一六	極楽寺一五	極楽寺一四	極楽寺一三	極楽寺一二	極楽寺一一	油井一三	油井一二	油井一一	油井一〇	油井九	油井八	道庭五	東金一二	
東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市山口及び大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井及び滝の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市道庭及び家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市東金の区域のうち、次の図面に示す区域	の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
上布田一一	上布田一〇	上布田九	小野三四	小野三三	小野三二	小野三一	小野三〇	小野二九	小野二八	小野二七	小野二六	小野二五	小野二四	小野二三	山口一六	山口一五	山口一四
東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野、丘山台一丁目及び丹尾の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野及び丘山台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野及び田中の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

上布田一二	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一四	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一五	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一六	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一七	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一八	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
滝沢一九	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田中七	東金市田中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
日吉台一	東金市日吉台一丁目及び日吉台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
日吉台二	東金市日吉台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
日吉台三	東金市日吉台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
日吉台四	東金市日吉台六丁目、日吉台四丁目及び日吉台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
みどりが丘一	大網白里市みどりが丘一丁目及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
みどりが丘二	大網白里市みどりが丘二丁目、小西及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田六	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

永田七	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田八	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田九	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田一〇	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田一一	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
永田一二	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷三九	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷四〇	大網白里市金谷郷及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷四一	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷四二	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
金谷郷四三	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
駒込一	大網白里市駒込の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
駒込二	大網白里市駒込及び永田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西九	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西一〇	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西一一	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西一二	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小西一三	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

小西一四	大網白里市小西の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中一六	大網白里市小中及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中一七	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中一八	大網白里市小中及び千葉市緑区小食土町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中一九	大網白里市小中及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二〇	大網白里市小中及び萱野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二一	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二二	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二三	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二四	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二五	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二六	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二七	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二八	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小中二九	大網白里市小中の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神房三	大網白里市神房の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神房四	大網白里市神房の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

大網一二	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一三	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一四	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一五	大網白里市大網及びみどりが丘四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一六	大網白里市大網及び金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一七	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一八	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大網一九	大網白里市大網の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺一二	大網白里市養安寺の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
養安寺一三	大網白里市養安寺及び小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萱野三	大網白里市萱野の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萱野四	大網白里市萱野の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
萱野五	大網白里市萱野の区域のうち、次の 図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
砂田一	大網白里市砂田及び萱野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

千葉県知事 熊谷 俊人

柏四	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏五	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏六	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏七	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏八	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏九	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏一〇	柏市柏七丁目、桜台及び柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏一一	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏一二	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布施新町一	柏市布施新町四丁目及び布施新町三丁目並びに我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布施新町二	柏市布施新町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
箕輪七	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
箕輪八	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
箕輪九	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
弥生町一	柏市弥生町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
弥生町二	柏市弥生町及び東台本町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
弥生町三	柏市弥生町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

泉七	泉六	泉五	手賀九	手賀八	手賀七	若白毛一	東柏一	金山五	金山四	金山三	あけぼの一	鷺野谷九	鷺野谷八	鷺野谷七	鷺野谷六	鷺野谷五	鷺野谷四
柏市泉の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市若白毛の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東柏一丁目及び戸張の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山及び泉の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市あけぼの三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷺野谷の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

片山五	布瀬一四	布瀬一三	布瀬一二	布瀬一一	布瀬一〇	布瀬九	布瀬八	布瀬七	大井一一	大井一〇	大井九	大井八	大井七	泉一〇	泉九	泉八	
示す区域	柏市片山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井及び大井新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び片山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び泉村新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び泉村新田の区域のうち、次の図面に示す区域	す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

久寺家八	久寺家七	久寺家六	久寺家五	岡発戸七	岡発戸六	岡発戸五	岡発戸四	岡発戸三	栄二	栄一	つくし野四	つくし野三	柳戸一	箕輪新田一	片山七	片山六
図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	図面に示す区域	我孫子市岡発戸及び岡発戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸及び岡発戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸、岡発戸新田及び都部新田の区域のうち、次の図面に示す区域	図面に示す区域	我孫子市岡発戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市栄及び寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市つくし野二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市つくし野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市箕輪新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市片山及び柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市片山の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

白山三	白山二	白山一	船戸四	船戸三	船戸二	船戸一	泉一	寿二	寿一	我孫子六	高野山五	高野山四	高野山三	高野山二	高野山一	久寺家九
我孫子市白山三丁目及び根戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市白山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市白山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市船戸一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市船戸二丁目及び根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市船戸三丁目及び船戸二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市船戸一丁目及び根戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市泉及び天王台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市寿二丁目及び緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山、我孫子及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山、岡発戸、岡発戸新田、東我孫子二丁目及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。） 千葉県告示第四百十一号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和七年七月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人											
諸持町八	諸持町七	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
ち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域
東我孫子一	天王台一	根戸四	根戸三	緑三	緑二	並木二	並木一	並木一	並木二	緑二	緑三
我孫子市東我孫子一丁目、下ケ戸、天王台三丁目及び天王台六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市天王台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市緑一丁目及び緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市並木五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
諸持町九	猿田町五	岡野台町二	岡野台町三	高田町一	高野町一	高野町二	高野町三	柴崎町二	柴崎町三	柴崎町四	三崎町一七
銚子市諸持町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市猿田町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市岡野台町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市岡野台町三丁目及び岡野台町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高田町七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高野町及び柴崎町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高野町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市高野町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町三丁目及び高野町の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町二丁目、柴崎町四丁目及び柴崎町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市柴崎町四丁目及び柴崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	銚子市三崎町一丁目及び三崎町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

第 1 4 0 6 2 号										千		葉		県		報		令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）																																													
三宅町四	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三宅町五	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三宅町六	銚子市三宅町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三宅町七	銚子市三宅町二丁目、赤塚町及び三宅町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	小長町一	銚子市小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	小浜町三	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	小浜町四	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	小浜町五	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	小浜町六	銚子市小浜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町六	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町七	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町八	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町九	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町一〇	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町一一	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり				
八木町一二	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町一三	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	八木町一四	銚子市八木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	常世田町三	銚子市常世田町及び親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	常世田町四	銚子市常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	常世田町五	銚子市常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	常世田町六	銚子市常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	森戸町三	銚子市森戸町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	親田町三	銚子市親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	親田町四	銚子市親田町及び常世田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	親田町五	銚子市親田町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	正明寺町一	銚子市正明寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	正明寺町二	銚子市正明寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	赤塚町一	銚子市赤塚町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	船木町四	銚子市船木町、中島町一丁目、三門町及び中島町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	船木町五	銚子市船木町及び高田町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第四百十二号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和七年七月二十九日				千葉県知事 熊谷 俊人				（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び銚子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）																															
区域の名称		指定の区域		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項		中島町二	銚子市中島町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	長山町一	銚子市長山町及び小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	長山町二	銚子市長山町及び小長町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松岸見晴台三	銚子市松岸見晴台、長塚町六丁目及び垣根見晴台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	新町一	銚子市新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	新町二	銚子市新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	笹本町四	銚子市笹本町及び豊里台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	野尻町一	銚子市野尻町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

一之袋一	東金市一之袋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	家之子一五	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	家之子一六	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	家之子一七	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	家之子一八	東金市家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三ヶ尻四	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三ヶ尻五	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三ヶ尻六	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三ヶ尻七	東金市三ヶ尻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	三ヶ尻八	東金市三ヶ尻及び松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷三七	東金市松之郷、八坂台二丁目及び八坂台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷三八	東金市松之郷、八坂台四丁目及び東金の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷三九	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷四一	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷四二	東金市松之郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	松之郷四三	東金市松之郷、八坂台三丁目	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	------	------------------------	---------	----------	------	------------------------	---------	----------	------	------------------------	---------	----------	------	------------------------	---------	----------	------	-----------------------------	---------	----------	-------	---------------------------------------	---------	----------	-------	-----------------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	------------------------	---------	----------	-------	---------------	---------	----------

東金一一	東金市東金、日吉台五丁目、日吉台六丁目及び大豆谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
東金一二	東金市東金の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
道庭五	東金市道庭及び家之子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
油井八	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
油井九	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
油井一〇	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
油井一一	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
油井一二	東金市油井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一一	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一二	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一三	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一四	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一五	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一六	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
極楽寺一七	東金市極楽寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一二	東金市山口及び大網白里市	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

山口一三	大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一四	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一五	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山口一六	東金市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二三	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二四	東金市小野及び田中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二五	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二六	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二七	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二八	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野二九	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野三〇	東金市小野及び丘山台一丁目 の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野三一	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野三二	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小野三三	東金市小野、丘山台一丁目及び丹尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

みどりが丘一	日吉台四	日吉台三	日吉台二	田中七	滝沢一九	滝沢一八	滝沢一七	滝沢一六	滝沢一五	滝沢一四	上布田一二	上布田一一	上布田一〇	上布田九	小野三四
大網白里市みどりが丘一丁	東金市日吉台六丁目、日吉台四丁目及び日吉台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市日吉台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市日吉台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市田中の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市上布田の区域のうち、次の図面に示す区域	東金市小野の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
駒込二	駒込一	金谷郷四三	金谷郷四二	金谷郷四一	金谷郷四〇	金谷郷三九	永田一二	永田一一	永田一〇	永田九	永田八	永田七	永田六	みどりが丘二	
大網白里市駒込及び永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市駒込の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市永田の区域のうち、次の図面に示す区域	大網白里市みどりが丘二丁目、小西及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域	目及び大網の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

小西九	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一〇	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一一	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一二	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一三	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小西一四	大網白里市小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中一六	大網白里市小中及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中一七	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中一八	大網白里市小中及び千葉市緑区小食土町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中一九	大網白里市小中及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二〇	大網白里市小中及び萱野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二一	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二二	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二三	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二四	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二五	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小中二六	ち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二七	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二八	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小中二九	大網白里市小中の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神房三	大網白里市神房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神房四	大網白里市神房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一二	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一三	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一四	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一五	大網白里市大網及びみどりが丘四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一六	大網白里市大網及び金谷郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一七	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一八	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大網一九	大網白里市大網の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺一二	大網白里市養安寺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
養安寺一三	大網白里市養安寺及び小西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

菅野三	大網白里市菅野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菅野四	大網白里市菅野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
菅野五	大網白里市菅野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
砂田一	大網白里市砂田及び菅野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び山武土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年七月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
あかね町一	柏市あかね町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸張一	柏市戸張の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸張二	柏市戸張の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸張三	柏市戸張及び柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸張四	柏市戸張の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根戸二	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

松ヶ崎四	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松ヶ崎六	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松ヶ崎七	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松ヶ崎八	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松ヶ崎九	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏二	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏三	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏五	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏六	柏市柏及び柏下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏八	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏九	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏一〇	柏市柏七丁目、桜台及び柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏一一	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
柏一二	柏市柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
箕輪七	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
箕輪八	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
箕輪九	柏市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

手賀九	手賀八	手賀七	若白毛一	東柏一	金山五	金山四	金山三	あけぼの一	鷲野谷九	鷲野谷八	鷲野谷七	鷲野谷六	鷲野谷四	弥生町三	弥生町二
柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市手賀の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市若白毛の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市東柏一丁目及び戸張の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山及び泉の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市金山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市あけぼの三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷲野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷲野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷲野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷲野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市鷲野谷の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市弥生町の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市弥生町及び東台本町の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
布瀬一一	布瀬一〇	布瀬九	布瀬八	布瀬七	大井一一	大井一〇	大井九	大井八	大井七	泉一〇	泉九	泉八	泉七	泉六	泉五
柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井及び大井新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び片山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び泉村新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び泉村新田の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉及び柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市泉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

第 1 4 0 6 2 号				千 葉 県 報				令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）						
岡発戸七	岡発戸六	岡発戸五	岡発戸四	栄二	栄一	つくし野四	つくし野三	柳戸一	片山七	片山六	片山五	布瀬一四	布瀬一三	布瀬一二
我孫子市岡発戸の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸及び岡発戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸及び岡発戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市岡発戸、岡発戸新田及び都部新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市栄の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市栄及び寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市つくし野二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市つくし野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市片山及び柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市片山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市片山の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
船戸一	寿二	寿一	我孫子六	高野山五	高野山四	高野山三	高野山二	高野山一	久寺家九	久寺家八	久寺家七	久寺家六		久寺家五
我孫子市船戸一丁目及び根面に示す区域	我孫子市寿二丁目及び緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市我孫子及び寿二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山、我孫子及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山、岡発戸、岡発戸新田、東我孫子二丁目及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市高野山及び高野山新田の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	野六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

	戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域		
船戸三	我孫子市船戸二丁目及び根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
白山一	我孫子市白山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
白山二	我孫子市白山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
白山三	我孫子市白山三丁目及び根戸新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
緑二	我孫子市緑一丁目及び緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
緑三	我孫子市緑二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根戸三	我孫子市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根戸四	我孫子市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
天王台一	我孫子市天王台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

令和七年七月二十九日

千葉県知事

熊谷 俊 人

指定を受けた者の名称

株式会社千葉県建築住宅センター

二 指定を受けた者の住所 千葉市中央区中央四丁目八番五

三 指定の区分 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号から第六号の二まで及び第九号から第十四号まで

四 業務区域 千葉県の全域

五 確認検査の業務を行う事務所の所在地 千葉市中央区中央四丁目八番五

六 指定の有効期間 令和七年七月一日から五年間

公安委員会 告示

千葉県公安委員会告示第30号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和7年7月29日

千葉県公安委員長 飯 田 浩 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間

令和7年10月1日（水曜日）から8日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所

千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

4 受講対象者

（1）最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

（3）規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者

（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（火曜日）令和7年7月29日	
第14062号	
報	
県	
報	
第14062号	
（	

第 1 4 0 6 2 号	
(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの (4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第 8 条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの	受講者として決定された者は、講習規則別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）から 5 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 （ア） 4（1）に該当する者 2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し （イ） 4（2）に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （ウ） 4（3）に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （エ） 4（4）に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し （オ） 4（5）に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し （4） 受講手数料等 ア 受講手数料 1 4, 0 0 0 円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3（2 0 1）0 1 1 0
イ 受講申込票受付期間等 令和 7 年 8 月 1 8 日（月曜日）から 2 2 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで （2） 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3） 受講手続等 ア 受講手続	イ 大規模小売店舗立地法に基づき大規模小売店舗の新設の届出 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和 7 年 7 月 2 9 日から 1 2 月 1 日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和 7 年 7 月 2 9 日から 1 2 月 1 日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することが出来る。

第 1 4 0 6 2 号			千	葉	県	報	令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）	
令和七年七月二十九日			千葉県知事		熊谷 俊人		一 届出の概要	
1			大規模小売店舗の名称及び所在地		ドラッグコスモス茂原早野店		茂原市早野字関芝一、二一九番一ほか	
2			大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号		ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	
3			大規模小売店舗の新設をする日		令和八年三月一日		4	
4			大規模小売店舗内の店舗面積の合計		一、二四九平方メートル		5	
5			駐車場の収容台数		四七台		6	
6			駐車場の収容台数		二〇台		7	
7			荷さばき施設の面積		七〇平方メートル		8	
8			廃棄物等の保管施設の容量		一四立方メートル		9	
9			大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻		開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時五十分		10	
10			来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三十分から午後十時まで		11	
11			駐車場の自動車の出入口の数		二か所		12	
12			荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前六時から午後十時まで		二 届出年月日	
令和七年六月三十日							三 縦覧場所	
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課			大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。		その届出及び添付書類は、令和七年七月二十九日から十二月一日まで縦覧に供する。	
なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年七月二十九日から十二月一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。			令和七年七月二十九日		千葉県知事 熊谷 俊人		一 届出の概要	
1			大規模小売店舗の名称及び所在地		ジョイフル本田市原店		市原市五所字神明一、七三四番地一ほか	
2			大規模小売店舗を設置する者の氏名等		株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫		茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号	
3			変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前六時から午後九時まで		4	
4			変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前零時から翌午前零時まで		5	
5			変更年月日		令和七年八月十日		二 届出年月日	
令和七年七月三日			三 縦覧場所		千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課		農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し次のとおり裁定の申請があった。			なお、申請に係る農地の所有者等は、令和七年七月二十九日から八月十二日まで、千葉県農林水産部農地・農村振興課に意見書を提出することができる。					

令和七年七月二十九日				千葉県知事 熊谷 俊人	
一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積					
所 在	地 番	地 目	面 積		
成田市竜台字海老救沼	一、九九四番	田	一、〇二二平方メートル		
成田市竜台字伊谷田	二、〇三二番一	〃	一、〇一四平方メートル		
成田市竜台字馬越場	二、〇五三番	〃	三三〇平方メートル		
〃	二、〇五四番	〃	一、〇二二平方メートル		
〃	二、〇六一番	〃	一、〇二二平方メートル		
〃	二、〇六二番	〃	一、〇二二平方メートル		
〃	二、〇六九番三	〃	一三五平方メートル		
〃	二、〇七〇番	〃	一、〇二二平方メートル		
二 申請に係る農地の利用の現況					
耕作の事業に従事する者が不在となっている。					
三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細					
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。					
四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額					
利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額			
令和八年三月	十年	三二九、二〇〇円			
土地区画整理審議会委員の選挙期日					
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定により、柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めた。					
令和七年七月二十九日		千葉県知事 熊谷 俊人			
選挙期日 令和七年十一月二日					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧					
令和七年七月二十九日船橋市の変更に係る船橋都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。					
令和七年七月二十九日		千葉県知事 熊谷 俊人			

都市計画高度地区の関係図書の縦覧	
令和七年七月二十九日船橋市の変更に係る船橋都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。	
令和七年七月二十九日	
千葉県知事	熊谷 俊人
都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	
令和七年七月二十九日船橋市の変更に係る船橋都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。	
令和七年七月二十九日	
千葉県知事	熊谷 俊人
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	
令和七年七月二十九日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画新船橋駅商業地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。	
令和七年七月二十九日	
千葉県知事	熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告	
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】	
落札者等の公称	
次のとおり落札者等について公告する。	

令和7年7月29日	
千葉県知事 熊谷俊人	
[掲載順序]	
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続	
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項	
①第27回参议院議員通常選挙に係る投票用紙 一式 ②千葉県総務部市町村課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和7年5月22日 ④株式会社太陽堂印刷所 千葉市中央区末広一丁目4番27号 ⑤40,986,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年4月11日	
その他の	
千葉県市町村職員共済組合の決算の要旨 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定による決算の要旨は、次のとおりである。 令和七年七月二十九日 千葉県市町村職員共済組合理事長 岩田利雄	

令和6年度決算の要旨

損益計算書の要旨																	(単位：千円)
経 理 区 分		短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	保健第 2	保健第 3	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形	
収 入	負担金・掛金・ 組合員保険料	41,736,573	81,697,818	5,456,699	359,772	-	-	644,522	1,879,329	-	-	-	-	-	-	-	
	介護負担金・介護掛金	4,546,925	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施設収入・商品売上	-	-	-	-	-	-	-	-	130,337	15,138	1,466,861	-	-	775,015	-	
	連合会交付金	274	-	-	-	-	-	238,783	-	-	-	-	-	277	-	-	
	組合員貸付利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62,381	-	-	
	利息及び配当金	26,101	-	-	-	46,119	-	21,122	6,847	13,797	4,230	62,028	7,587,525	42	14	0	
	他経理より繰入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,000	150,000	-	-	-	-	
	その他の収入	3,156,660	-	-	-	-	-	7,628	34	95	-	122,324	379,828	2	36,095	247	
	前年度繰越支払準備金	3,448,706	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	52,915,239	81,697,818	5,456,699	359,772	46,119	0	912,055	1,886,210	144,229	42,368	1,801,213	7,967,353	62,702	811,124	247	
支 出	給付	23,915,773	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	役職員給与	-	-	-	-	-	-	305,308	27,445	-	-	79,785	34,241	13,546	1,878	-	
	旅費・事務費	-	-	-	-	-	-	67,469	2,639	1,215	1,253	7,601	2,638	1,502	659	-	
	厚生費	-	-	-	-	-	-	232	1,503,559	-	-	1,716	18	4	11	-	
	特定健康診査等費	-	-	-	-	-	-	-	77,456	-	-	-	-	-	-	-	
	商品仕入	-	-	-	-	-	-	-	-	1,604	-	4,226	-	-	775,014	-	
	飲食材料費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,181	-	190,991	-	-	-	-	
	委託費	-	-	-	-	-	-	82,438	4,669	93,189	9,313	777,810	6,208	2,570	182	-	
	委託管理費	-	-	-	-	-	-	34,058	4,930	6,474	6,494	162,982	6,899	5,459	3,189	-	
	前期高齢者納付金	4,646,774	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	後期高齢者支援金	9,343,605	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病床転換支援金	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	退職者給付拠出金	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護納付金	4,436,049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	連合会払込金	555,342	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	連合会拠出金	2,572,882	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	連合会分担金	-	-	-	-	-	-	38,658	11,620	-	-	-	-	-	-	-	
	負担金払込金	-	48,475,850	2,728,364	359,772	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	掛金払込金	-	-	2,728,335	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	組合員保険料払込金	-	33,221,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事務費負担金払込金	-	-	-	-	-	-	283,173	-	-	-	-	-	-	-	-		
減価償却費	-	-	-	-	-	-	4,883	-	21,476	13,793	151,074	-	-	-	-		
支払利息	-	-	-	-	46,119	-	-	-	-	-	-	7,117,825	25,433	20,549	243		
他経理へ繰入	-	-	-	-	-	-	-	173,000	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の支出	305,022	-	-	-	-	-	-	234,501	147,609	48,149	13,021	437,376	29,226	16,561	10,681	4	
次年度繰越支払準備金	3,582,398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	49,357,891	81,697,818	5,456,699	359,772	46,119	0	1,050,720	1,952,927	174,288	43,874	1,813,561	7,197,055	65,075	812,163	247		
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)		3,557,348	0	0	0	0	△ 138,665	△ 66,717	△ 30,059	△ 1,506	△ 12,348	770,298	△ 2,373	△ 1,039	0		

経 理 区 分		短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	保健第 2	保健第 3	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
資 産	流動資産	10,145,401	5,016,088	349,566	2,282	328,594	-	985,152	2,139,231	730,651	459,394	3,345,037	5,045,218	97,102	2,377,824	7
	固定資産	-	-	-	-	4,411,445	-	5,715	6,368	682,005	275,867	5,746,912	447,052,602	4,847,806	-	28,309
	繰延資産	-	-	-	-	-	-	188,341	9,265	-	-	-	3,457	2,016	1,011	-
	資 産 合 計	10,145,401	5,016,088	349,566	2,282	4,740,039	0	1,179,208	2,154,864	1,412,656	735,261	9,091,949	452,101,277	4,946,924	2,378,835	28,316
負 債	流動負債	186,133	5,016,088	349,566	2,282	-	-	41,457	262,999	10,772	2,685	319,476	389,145,916	456	81,875	-
	固定負債	3,582,398	-	-	-	4,740,039	-	241,473	20,262	-	-	525,162	54,578	2,440,677	2,074,157	28,309
	負 債 合 計	3,768,531	5,016,088	349,566	2,282	4,740,039	0	282,930	283,261	10,772	2,685	844,638	389,200,494	2,441,133	2,156,032	28,309
純 資 産	資本剰余金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,147,738	655,000	6,305,581	-	-	-	-
	利益剰余金	6,376,870	-	-	-	-	-	896,278	1,871,603	254,146	77,576	1,941,730	62,900,783	2,505,791	222,803	7
	欠損金（介護）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純 資 産 合 計	6,376,870	0	0	0	0	0	896,278	1,871,603	1,401,884	732,576	8,247,311	62,900,783	2,505,791	222,803	7
負 債 ・ 純 資 産 合 計		10,145,401	5,016,088	349,566	2,282	4,740,039	0	1,179,208	2,154,864	1,412,656	735,261	9,091,949	452,101,277	4,946,924	2,378,835	28,316

購読料

本号

一部

八四円

発
行
者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八